

青森県新型インフルエンザ サーベイランスマニュアル

【第1版】

(平成20年3月27日)

青森県

項目	頁
I. はじめに	1
1 目的	1
2 実施時期等	1
II 新型インフルエンザ対策（フェーズ4以降）におけるサーベイランスガイドラインの実施	2
1 サーベイランスガイドラインに定めるサーベイランスの概要	3
2 疑い症例調査支援システム	5
3 外来受診時症候群サーベイランス	7
4 入院時肺炎症候群サーベイランス	8
5 クラスタースurveyランス	9
6 パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス	10
7 パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランス	11
8 予防接種副反応迅速把握システム	12
9 パンデミック時ウイルス学的サーベイランス	13
10 臨床経過情報共有システム	14
III 新型インフルエンザ発生状況調査	16
1 目的	16
2 時期	16
3 調査実施機関	16
4 報告対象	16
5 報告方法	16
6 集計及び活用	16
7 関係機関との情報共有	16
IV 新型インフルエンザ医療機能状況調査	21
1 目的	21
2 時期	21
3 調査実施機関	21
4 報告対象	21
5 報告方法	21
6 集計及び活用	22
7 関係機関との情報共有	22

I. はじめに

1. 目的

本マニュアルは、新型インフルエンザ専門家会議により、平成 19 年 3 月 26 日に策定された「新型インフルエンザ対策（フェーズ 4 以降）におけるサーベイランスガイドライン」（以下、「国サーベイランスガイドライン」という。）に示されたサーベイランスについて、本県における実施方法を定めることを目的とする。

また、本県では、新型インフルエンザの県内流行期・大規模流行期には、「青森県新型インフルエンザ医療確保計画」に基づいて、各保健医療圏を単位に、保健所を中心とした医療確保を行うことから、地域における新型インフルエンザの発生状況及び医療機能の現況を把握することが必要となるため、本マニュアルにおいて、これらに係る具体的な実施方法を定める。

2. 実施時期等

- (1) 「国サーベイランスガイドライン」に従って、順次、発生時期に応じたサーベイランスを実施する。
- (2) 「新型インフルエンザ発生状況調査」及び「新型インフルエンザ医療機能状況調査」については、県内流行期・大規模流行期において実施する。
- (3) 国によるサーベイランスの見直し又は実施方法の通知に従って、本マニュアルの見直しを行う。

Ⅱ. 新型インフルエンザ対策（フェーズ 4 以降）におけるサーベイランスガイドラインの実施

国が策定した「新型インフルエンザ対策（フェーズ 4 以降）におけるサーベイランスガイドライン」においては、まだ、具体的な実施方法が定められていないため、本マニュアルでは、医療機関、保健所、県環境保健センター（地方衛生研究所）、保健衛生課、厚生労働省等が行う事務について、時系列的にフロー図として表し、今後の国からの通知に従って、内容を改定していくこととする。

1. サーベイランスガイドラインに定めるサーベイランスの概要

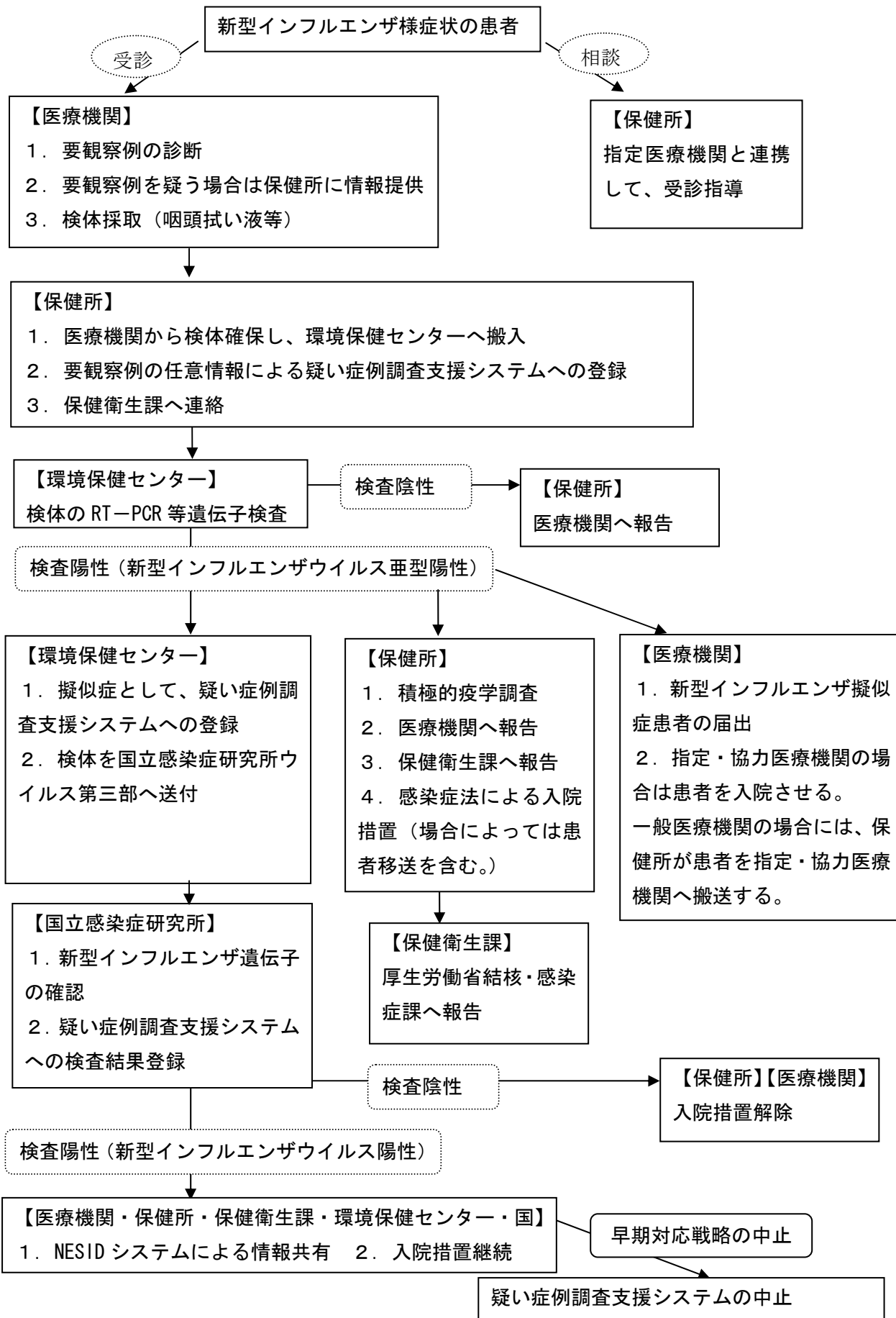
(1) サーベイランスの内容

名称	疑い症例調査支援システム	外来受診時症候群サーベイランス	入院時肺炎症候群サーベイランス	クラスターサーベイランス	パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス	パンデミック時死亡数迅速把握システム	予防接種副反応迅速把握システム	ウイルス学的サーベイランス	臨床情報共有システム
収集対象情報	患者基本情報、検査依頼・結果、行動履歴、接触者情報、接触者健康管理	年齢群別 38 度以上の発熱及び呼吸器症状を呈する外来患者数	入院時に肺炎症状を呈する患者	疫学的なリンクがある類似の症状を呈する 3 人以上の患者の存在	年齢群別 38 度以上の発熱及び呼吸器症状を呈する外来患者数	総死亡者数	接種日、ロット番号、症状等	抗原性、遺伝子型、薬剤耐性等	死亡率、副作用、耐性
入力機関	保健所・地方衛生研究所・国立感染症研究所	指定外来医療機関	内科・小児科病床を有する全医療機関	報告対象は全医療機関	指定外来医療機関	保健所	全予防接種実施医療機関	地方衛生研究所・国立感染症研究所	指定外来医療機関
実施期間	フェーズ 3A～早期対応停止	フェーズ 4A～早期対応停止	フェーズ 4A～早期対応停止	フェーズ 4A～早期対応停止	早期対応停止～フェーズ 6B 終了	早期対応停止～フェーズ 6B 終了	予防接種開始～予防接種終了	フェーズ 3A～フェーズ 6B 終了	フェーズ 4B～国の終結宣言
使用システム	NESID 疑い症例調査支援システム	NESID 症候群サーベイランス	NESID 症候群サーベイランス	システムではなく、保健所への報告とする。	NESID 症候群サーベイランス（外来受診時症候群サーベイランスと同じ）	NESID インフルエンザ関連死亡迅速把握システム	NESID 症候群サーベイランス	NESID	

(2) サーベイランスの目的と実施時期

サーベイランスの種別と目的	フェーズ3 ヒト-ヒト無		フェーズ4 ヒト-ヒト発生		フェーズ5 ヒト-ヒト集団発生		フェーズ6 パンデミック発生		使用システム等
	A (国外)	B (国内)	A (国外)	B (国内)	A (国外)	B (国内)	A (国外)	B (国内)	
【疑い症例調査支援システム】 新しい亜型のインフルエンザ患者を発見する。			早期対応停止まで実施						NESID 疑い症例調査支援システム
【外来受診時症候群サーベイランス】 確定診断を待たず、特定の症状を持つ患者数を把握し、流行を早期に探知する。			早期対応停止まで実施						NESID 症候群サーベイランス
【入院時肺炎症候群サーベイランス】 上記に同じ			早期対応停止まで実施						
【クラスターサーベイランス】 集団感染の発生を把握する。			早期対応停止まで実施						
【パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス】患者数の継続モニタリングにより、感染拡大の様子を把握する。									NESID 症候群サーベイランス
【パンデミック時死亡迅速把握システム】 死亡患者数から致死率を推定し、対策立案の資料とする。									NESID 発生動向調査インフルエンザ関連死亡者数報告機能
【予防接種副反応迅速把握システム】 ワクチン接種継続の是非の判断の資料とする。			予防接種開始から終了まで実施						NESID 症候群サーベイランス
【ウイルス学的サーベイランス】 ワクチンの効果や治療方法の評価の資料とする。									NESID 症候群サーベイランス
【臨床経過情報共有システム】 医療従事者間での診断・治療方法などの情報共有を図る。			国のシステム終了宣言まで実施						インターネット上の新システムの予定

2. 疑い症例調査支援システム



注：「疑い症例調査支援システム」の登録対象について

医師等から保健所に対して、新型インフルエンザ様症状の患者について情報提供があった場合に、保健所は要観察例の定義に合致するか確認を行う。この結果、保健所が要観察例と判断した場合には、医療機関に対し検体の提出を求め、以後、当該事例は、「疑い症例調査支援システム」の登録対象とされ、保健所、環境保健センター、国立感染症研究所が、それぞれ情報登録を行う。

なお、要観察例等の定義は下記のとおりであるが、ヒトーヒト感染発生後に改めて定義を行うこととされている。

《要観察例の定義》

38 度以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、

- ア 10 日以内にインフルエンザウイルス（H5N1）に感染している若しくはその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）、又は死亡鳥との接触歴（直接接触したこと又は 2m 以内に接近したことをいう。以下同じ）を有する者。
- イ 10 日以内に患者（疑い例を含む。）との接触歴を有する者

《患者（確定例）の定義》

下記の臨床的特徴を有する、38 度以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、症状や所見からインフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、検体からの直接の PCR 法による病原体の遺伝子の検出又は分離・同定による病原体の検出により、インフルエンザ（H5N1）と診断した場合

《擬似症の定義》

下記の臨床的特徴を有する、38 度以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、症状や所見からインフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、検体からの直接の PCR 法による病原体の遺伝子の検出により、H5 亜型が検出された場合

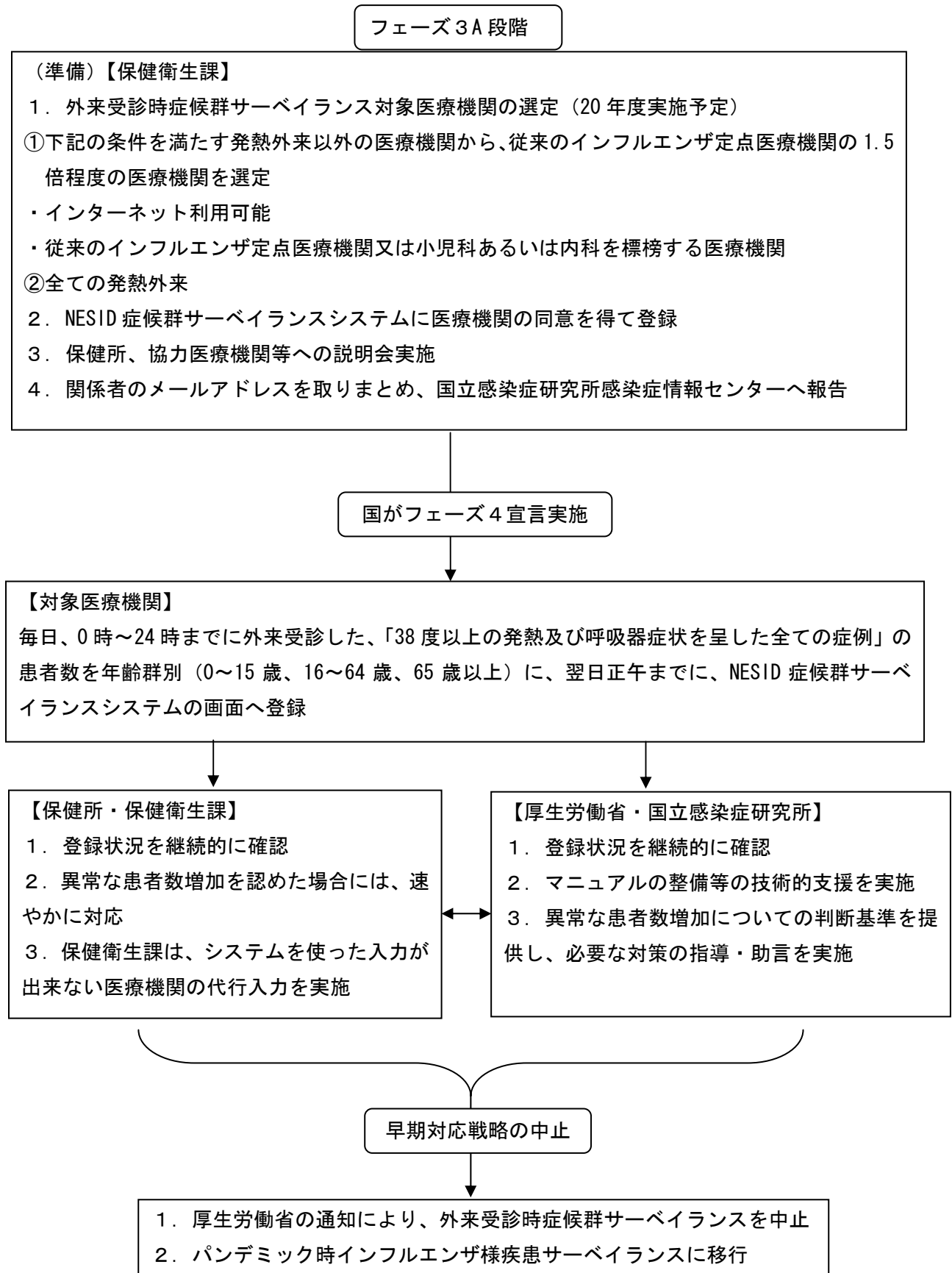
（臨床的特徴）

潜伏期間は概ね 2～8 日である。症例の初期症状の多くが、高熱と急性呼吸器症状を主とするインフルエンザ様疾患の症状を呈する。下気道症状は早期に発現し、呼吸窮迫、頻呼吸、呼吸時の異常音がよく認められ、臨床的に明らかな肺炎が多く見られる。

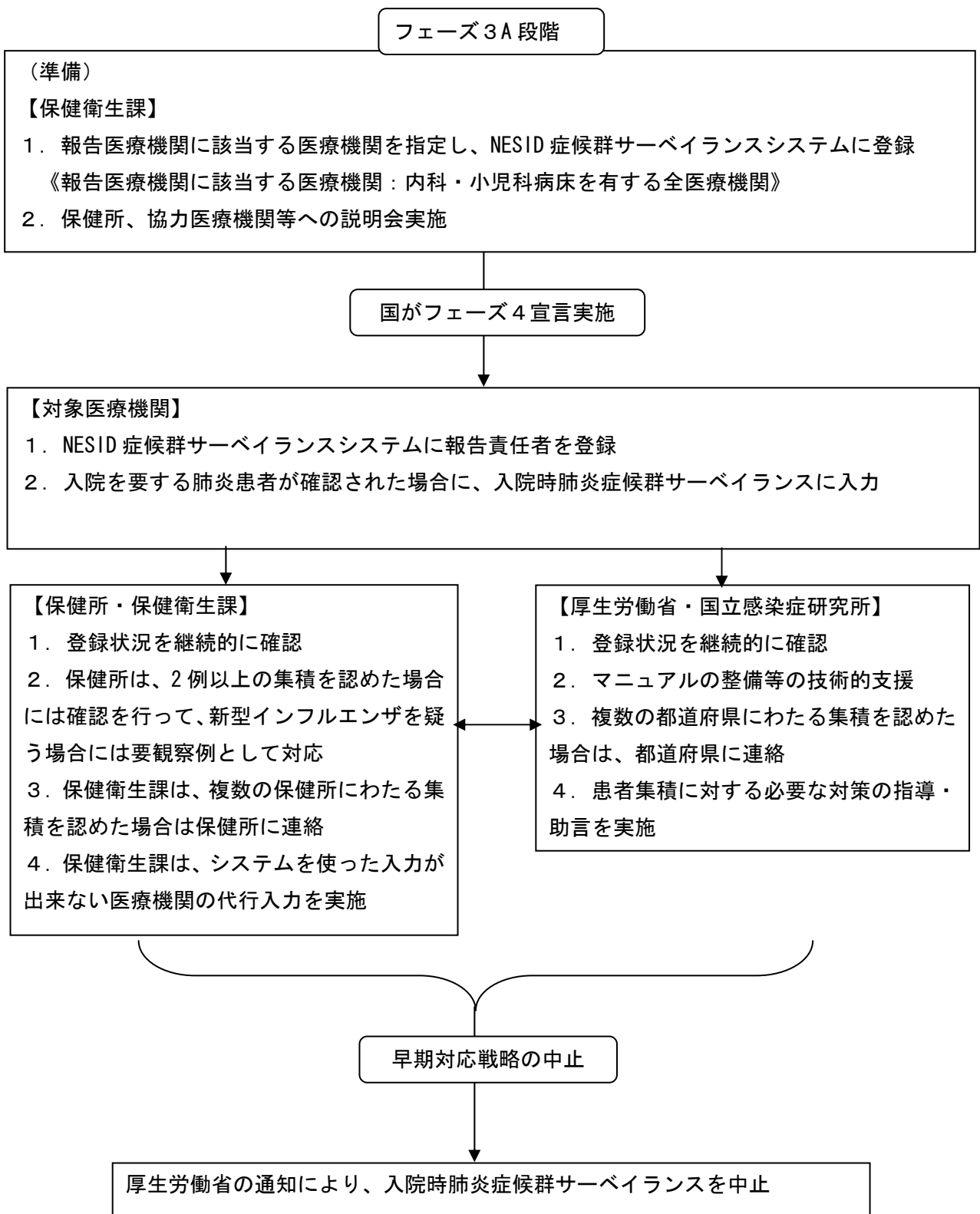
呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急性窮迫性呼吸器症候群（ARDS）の臨床症状を呈する。

死亡例は発症から平均 9～10 日（範囲 6～30 日）目に発生し、進行性の呼吸不全による死亡が多く見られる。

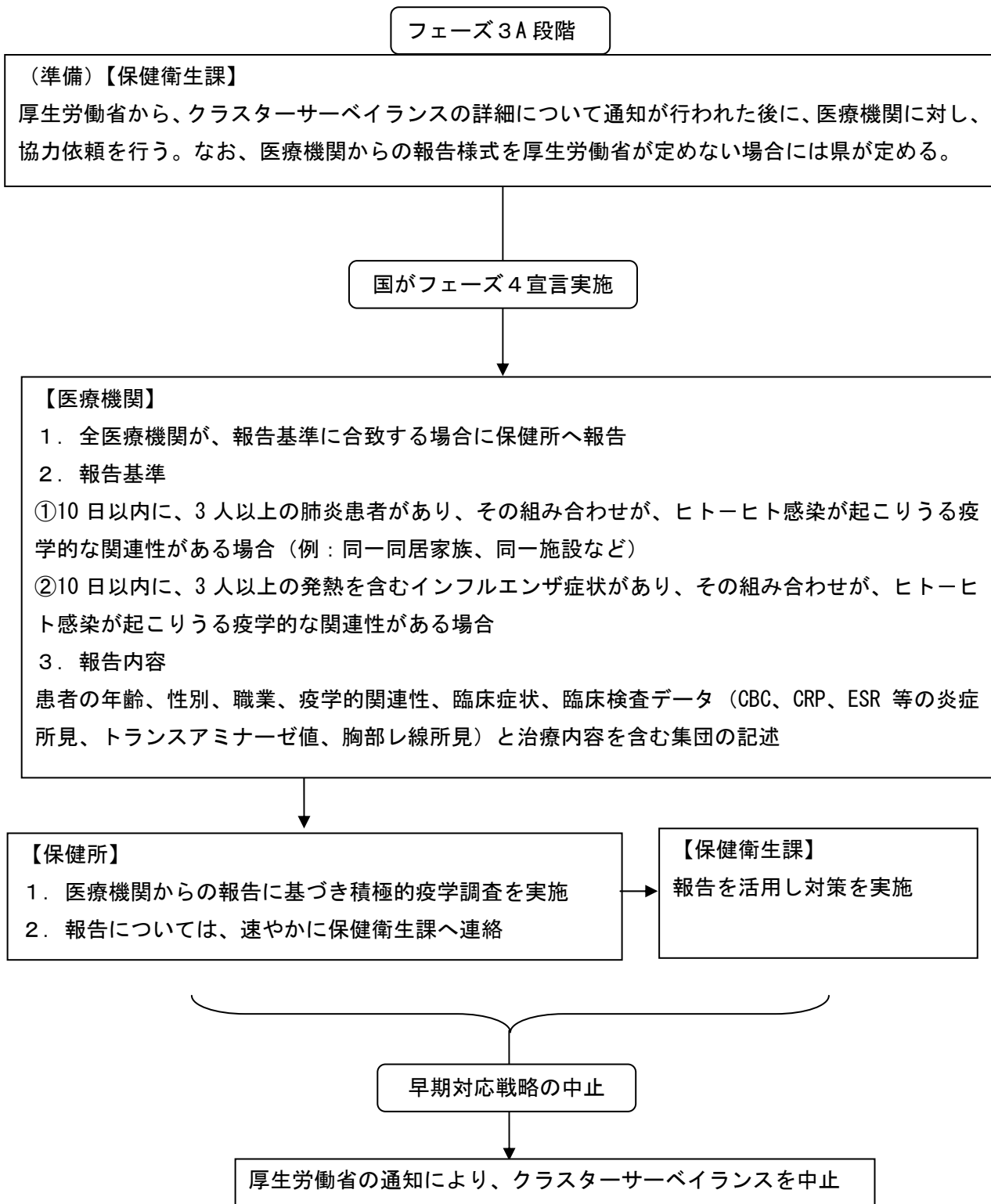
3. 外来受診時症候群サーベイランス



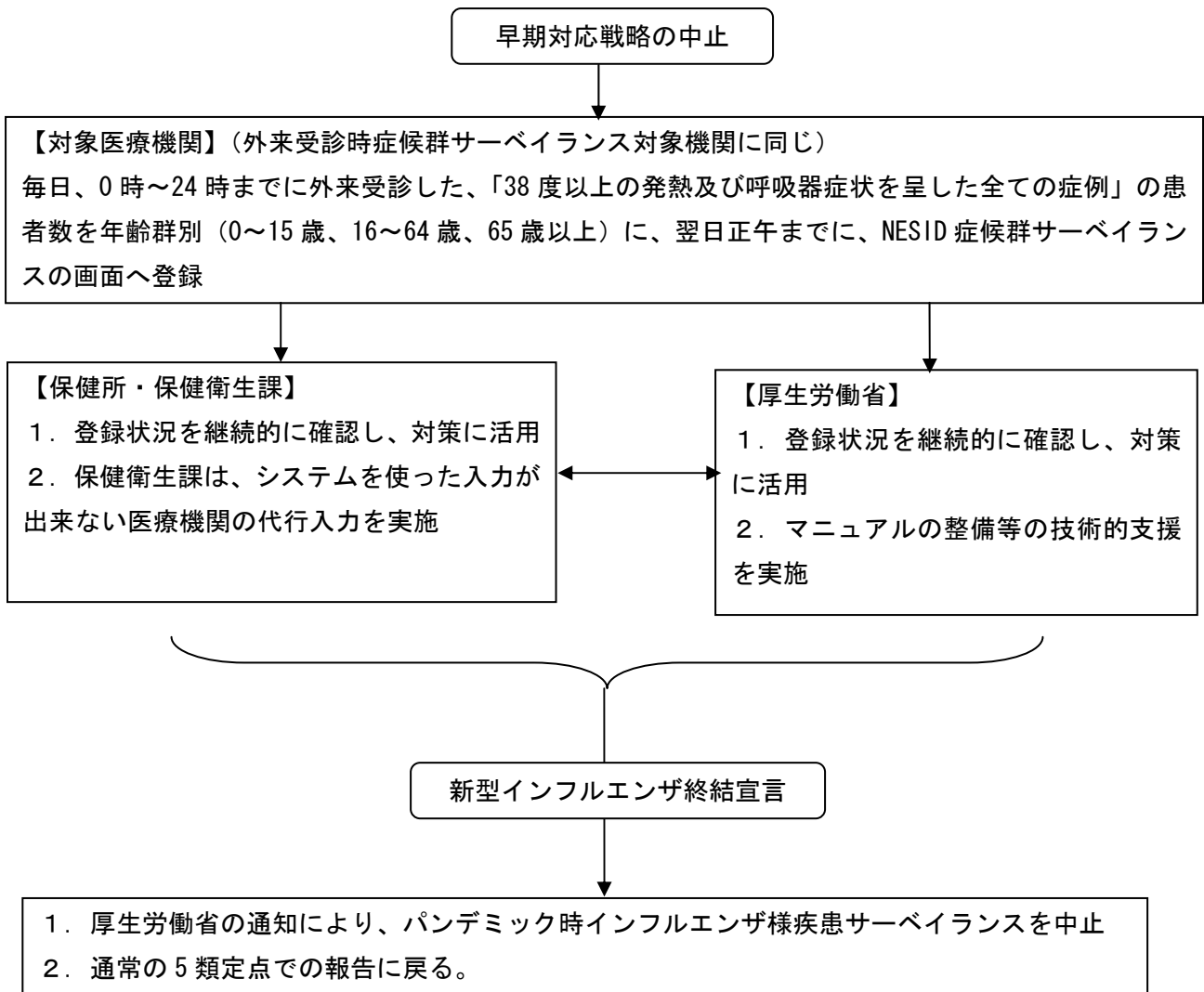
4. 入院時肺炎症候群サーベイランス



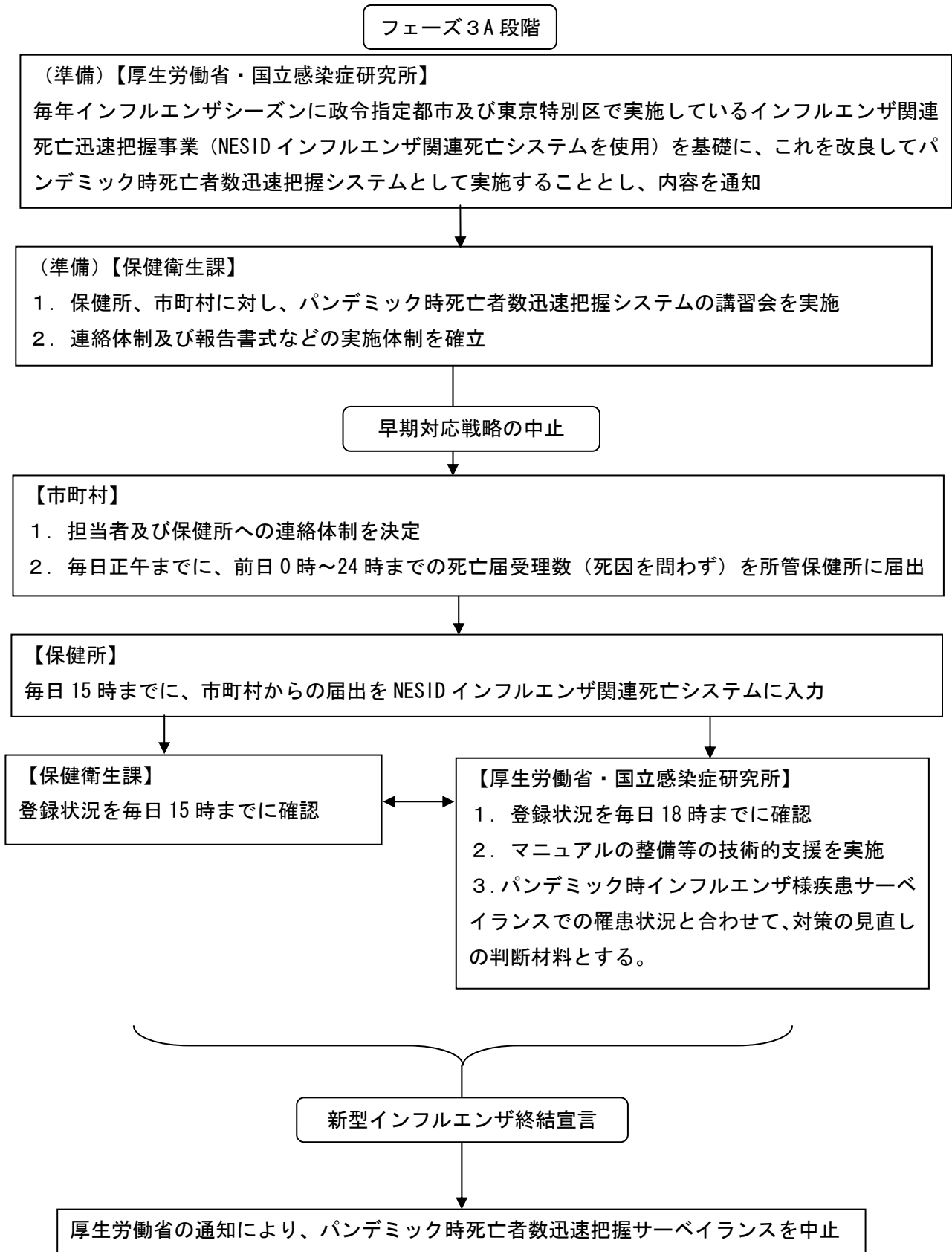
5. クラスターサーベイランス



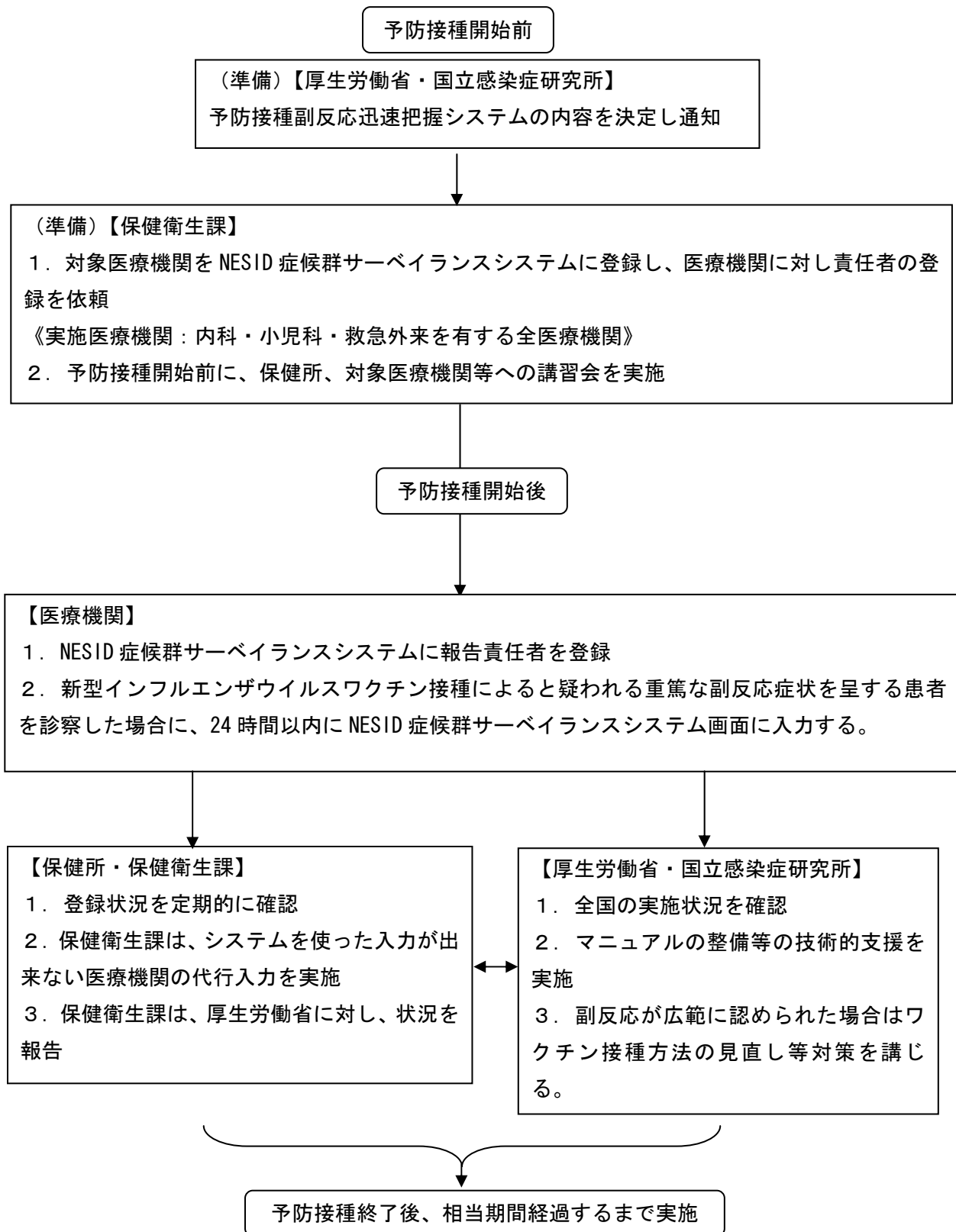
6. パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス



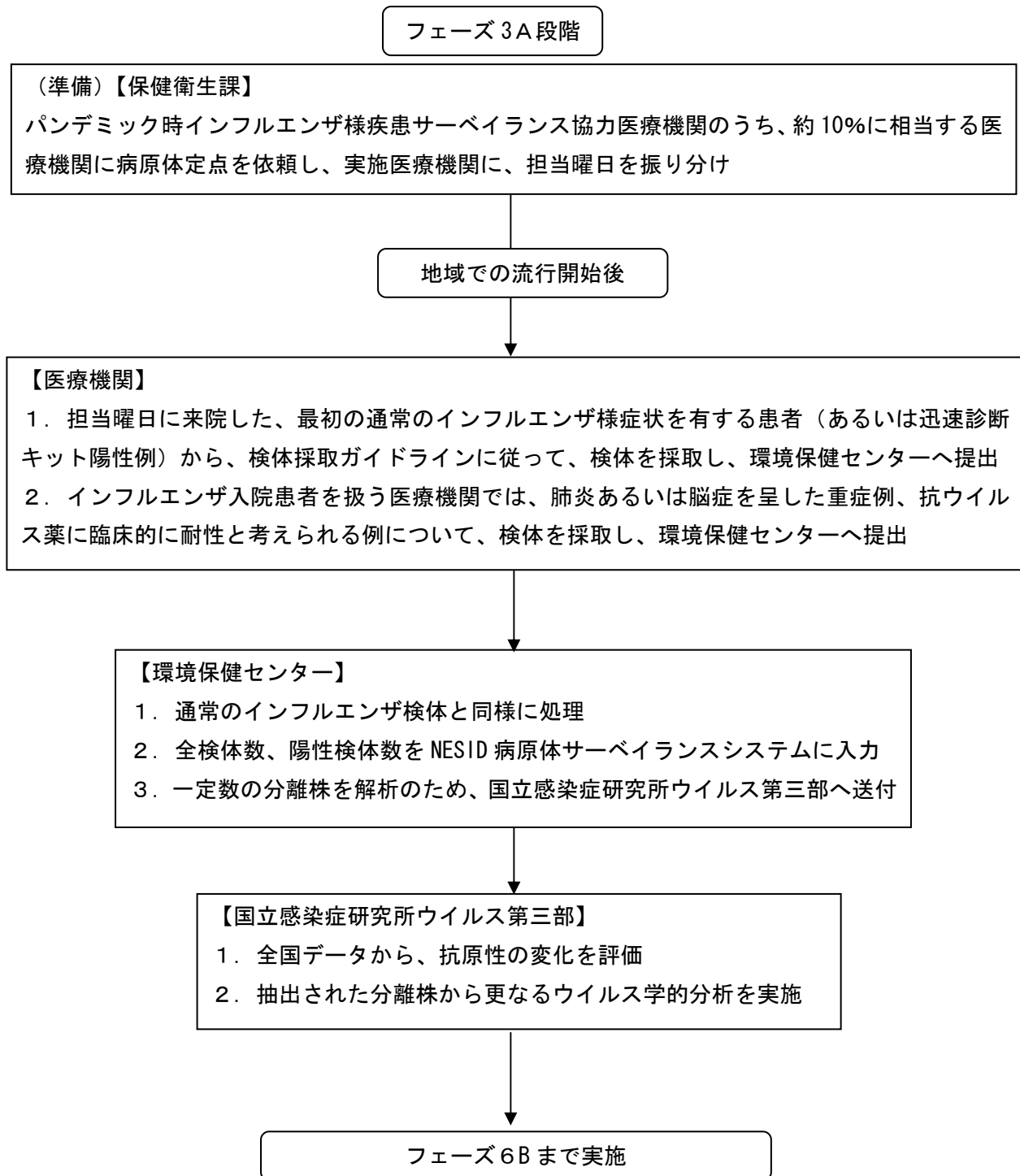
7. パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランス



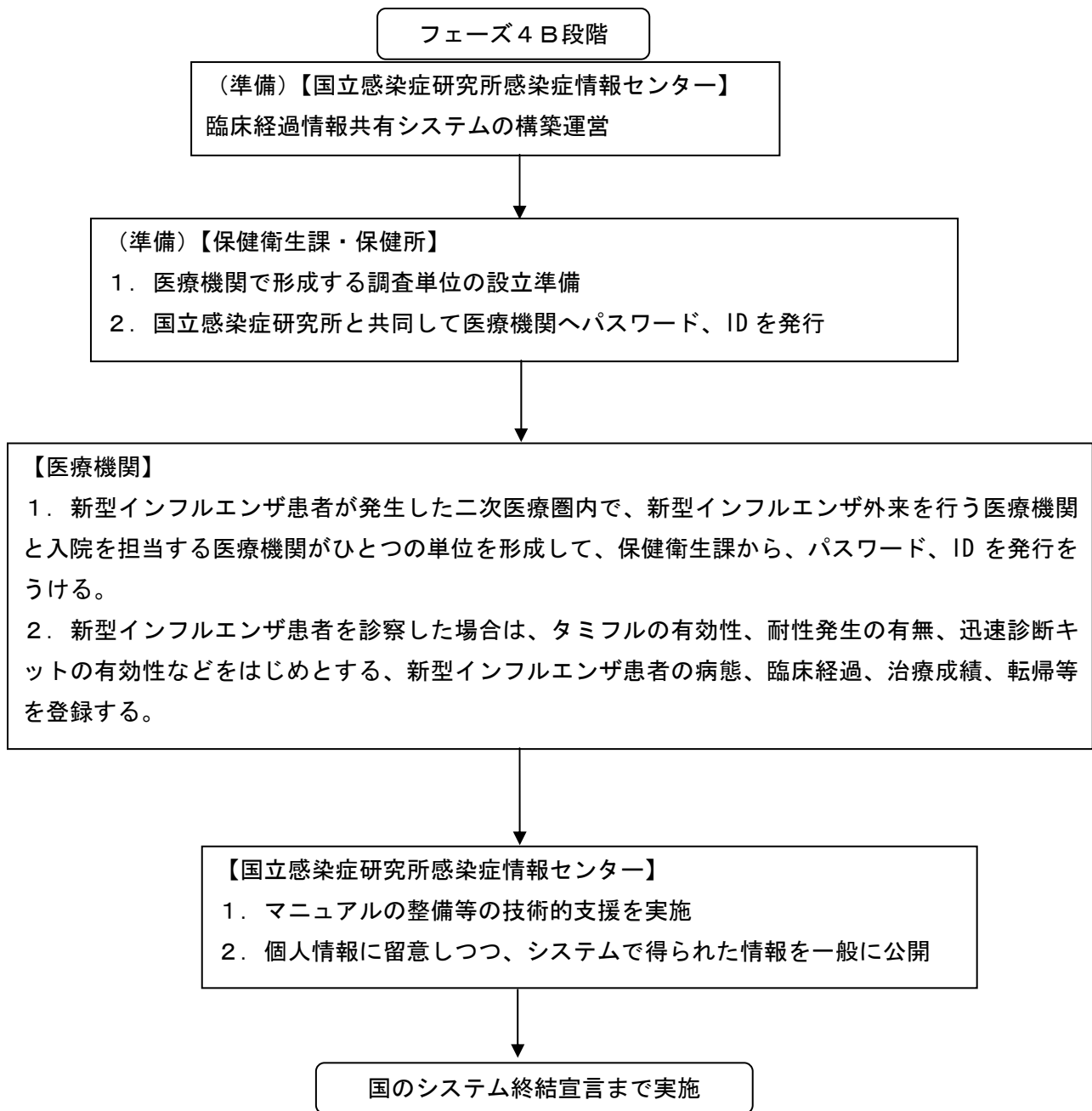
8. 予防接種副反応迅速把握システム



9. パンデミック時ウイルス学的サーベイランス

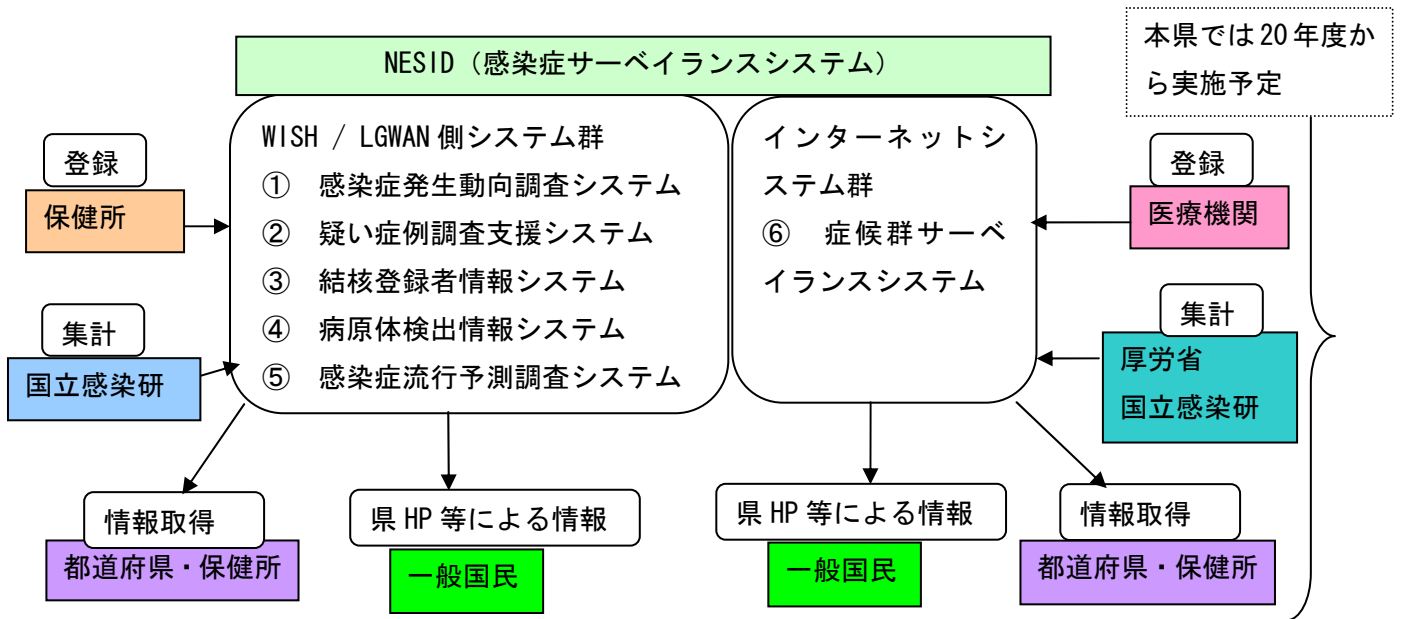


10. 臨床経過情報共有システム



【参考】

NESID（感染症サーベイランスシステム）の概要について



NESID（感染症サーベイランスシステム）

: National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseaseの略称

国が定めた「新型インフルエンザ行動計画」参考資料「用語解説」における説明

「感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。

これは、感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としているが、これら発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク、あるいはインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。」

LGWAN：総合行政ネットワーク。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク。

WISH：厚生行政総合情報システム

Ⅲ. 新型インフルエンザ発生状況報告

1. 目的

地域における新型インフルエンザ発生状況について、詳細な把握を行って、県及び保健所が行う新型インフルエンザ対策の資料とする。

2. 時期

県内流行期・大規模流行期に実施することとし、開始及び終了の際には、保健衛生課より、保健所、病院、県医師会、郡市医師会、市町村に対し通知を行う。

3. 調査実施機関

全医療機関

4. 報告対象

0時～24時に診療した患者について、38度以上の発熱及び呼吸器症状を呈した患者数を入院・外来別、年齢群別に報告する。

(年齢群：0～15歳、16～64歳、65歳以上)

5. 報告方法

(1) 報告は1日1回とし、様式1により電子メールにて、翌日正午までに保健所に報告する。なお、電子メールによる報告が出来ない場合には、ファックス等により報告する。

(2) 医療機関は、変更がない場合であっても、変更なしとして報告を行う。

6. 集計及び活用

(1) 保健所

医療機関からの報告は、毎日17時までに様式2に集計し、地域における新型インフルエンザ対策の資料として活用する。また、集計後速やかに、電子メールにて、保健衛生課に報告することとし、変更がない場合にはその旨報告する。

(2) 保健衛生課

保健所からの報告は、翌日の正午までに様式3に集計し、新型インフルエンザ対策の資料として活用する。また、毎週月曜日の17時までに、前週の月曜～日曜までの延べ患者数を様式4に集計する。

7. 関係機関との情報共有

(1) 保健衛生課

① 様式3、4ともに、集計後速やかに、電子メールにて、各保健所、県医師会、郡市医師会、全国自治体病院協議会青森県支部、市町村担当課へ情報提供する。

② 国及び関係団体に対しては、必要に応じて、様式 2、3、4 を基にして情報提供を行う。

(2) 保健所

所管地域内の医療機関及び関係団体に対しては、必要に応じて、様式 2、3、4 を基にして情報提供を行う。

(3) 報道機関及び県民等からの問い合わせに対しては、基本的に医療機関名は公表しない。

【参考】パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランスとの対比

	パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス	新型インフルエンザ発生状況報告
目的	新型インフルエンザの発生動向の迅速な把握	新型インフルエンザ発生状況の詳細な把握
実施時期	早期対応終了後～国の新型インフルエンザ終結宣言まで	県内流行期・大規模流行期
調査実施機関	外来受診時症候群サーベイランス協力医療機関に同じ 【対象医療機関の選定方法】 1. 下記の条件を満たす発熱外来以外の医療機関から、従来のインフルエンザ定点医療機関〔本県 65 箇所〕の 1.5 倍の医療機関〔本県換算 97 箇所程度〕を選定 ・インターネット利用可能 ・従来のインフルエンザ定点医療機関又は小児科あるいは内科を標榜する医療機関 2. 全ての発熱外来	全医療機関
報告対象	0 時～24 時に受診した患者のうち、38 度以上の発熱及び呼吸器症状を呈した全ての症例を年齢群別に報告（年齢群：0～15 歳、16～64 歳、65 歳以上）	0 時～24 時に診療した患者について、38 度以上の発熱及び呼吸器症状を呈した患者数を入院・外来別、年齢群別に報告（年齢群：0～15 歳、16～64 歳、65 歳以上）
報告方法	1 日 1 回、NESID 症候群サーベイランスシステムで、翌日正午までに入力	1 日 1 回、電子メールにて、翌日正午までに、保健所に報告（変更のない場合も報告）
情報の活用	1. 保健所や県が管内の状況を確認し、対策に活用する。 2. 国が全国の状況を確認し、医療資源の配分等対策、致死率、ワクチンの有効性評価に活用する。	保健所や県において、新型インフルエンザの発生状況を確認し、医療確保対策等に活用する。

様式 1

新型インフルエンザ発生状況報告票（日報：医療機関→保健所）

医療機関名	
担当者	
連絡先電話	

____月 ____日現在

1. 初回報告
2. 前回報告から変更あり
3. 前回報告から変更なし

区分	入院			外来		
	0～15 歳	16～64 歳	65 歳以上	0～15 歳	16～64 歳	65 歳以上
人数						

【注意事項】上記の 1. 2. 3 のいずれかに○をつけて報告してください。1. 2 については表内についても記載してください。

様式 2

新型インフルエンザ発生状況報告集計（日報：保健所→県保健衛生課）

保健所名	
担当者	
連絡先電話	

____月 ____日現在

医療機関名	入院			外来		
	0～15 歳	16～64 歳	65 歳以上	0～15 歳	16～64 歳	65 歳以上
〇〇病院						
〇〇病院						
小計						
〇〇診療所						
〇〇診療所						
小計						
合計						

様式 3

新型インフルエンザ発生状況報告集計（日報：県全域）

月 日現在 患者発生数

保健医療圏		入院			外来		
		0～15 歳	16～64 歳	65 歳以上	0～15 歳	16～64 歳	65 歳以上
青森地域	病院						
	診療所						
	合計						
弘前地域	病院						
	診療所						
	合計						
八戸地域	病院						
	診療所						
	合計						
西北地域	病院						
	診療所						
	合計						
上十三地域	病院						
	診療所						
	合計						
下北地域	病院						
	診療所						
	合計						
合計	病院						
	診療所						
	合計						

様式 4

新型インフルエンザ発生状況報告集計（週ごと変動状況：県全域）

1. 週当たり延べ入院患者数

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週
青森地域								
弘前地域								
八戸地域								
西北地域								
上十三地域								
下北地域								
合計								

《グラフ挿入》

2. 週当たり延べ外来患者数

保健医療圏	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週
青森地域								
弘前地域								
八戸地域								
西北地域								
上十三地域								
下北地域								
合計								

《グラフ挿入》

注：8週間程度の流行継続を見込んでいるが、状況に応じて集計を継続する。

IV. 新型インフルエンザ医療機能状況調査

1. 目的

地域における医療機能の状況について、詳細な把握を行って、県及び保健所が行う新型インフルエンザ対策の資料とする。

2. 時期

県内流行期・大規模流行期に実施することとし、新型インフルエンザ発生状況調査と同時に実施する。開始及び終了の際には、保健衛生課より、保健所、病院、県医師会、郡市医師会、市町村に対し通知を行う。

3. 調査実施機関

全医療機関

4. 報告対象

(1) 病院

- ① 診療に従事する医療従事者の人数
- ② 特記事項（医薬品の不足など）

(2) 診療所

- ① 診療の休止
- ② 他医療機関への支援可能な医療従事者数

5. 報告方法

(1) 病院

- ① 報告は1日1回とし、様式5により電子メールにて、毎日正午までに保健所に報告する。なお、
電子メールによる報告が出来ない場合には、ファックス等により報告する。
- ② 病院は変更がない場合であっても、変更なしとして報告を行う。

(2) 診療所

- ① 診療所は、医療従事者等の新型インフルエンザの罹患により、診療を休止した場合には、速やかに、様式6により電子メールにて、保健所に報告する。なお、電子メールによる報告が出来ない場合には、ファックス等により報告する。
- ② 診療所は、診療を再開した場合にも、様式6により休止の場合と同様に保健所に報告する。

6. 集計方法

(1) 保健所

医療機関からの報告は、毎日 17 時までに様式 7 に集計し、地域における新型インフルエンザ対策の資料として活用する。また、集計後速やかに、電子メールにて、保健衛生課に報告することとし、変更がない場合にはその旨報告する。

(2) 保健衛生課

保健所からの報告は、翌日の正午までに様式 8 に集計し、地域における新型インフルエンザ対策の資料として活用する。

7. 関係機関との情報共有

(1) 保健衛生課

① 様式 8 は、集計後速やかに、電子メールにて、各保健所、県医師会、郡市医師会、全国自治体病院協議会青森県支部、市町村担当課、消防本部へ情報提供する。

② 国及び関係団体に対しては、必要に応じて、様式 8 を基にして情報提供を行う。

(2) 保健所

所管地域内の医療機関及び関係団体に対しては、必要に応じて、様式 8 を基にして情報提供を行う。

(3) 報道機関及び県民等からの問い合わせに対しては、基本的に医療機関名は公表しない。

様式5

新型インフルエンザ医療機能状況調査報告票（日報：病院→保健所）

医療機関名	
担当者	
連絡先電話	

_____月 _____日現在

1. 初回報告
2. 前回報告から変更あり
3. 前回報告から変更なし

区分	医療従事者の状況				入院可能な病床数	特記事項（医薬品の不足など特記すべき事項を記載）
	医師	看護師	薬剤師	診療放射線技師		
平常時従事者数						
報告時勤務者数						

【注意事項】上記の1. 2. 3のいずれかに○をつけて報告してください。1、2については表内についても記載してください。

様式6

新型インフルエンザ医療機能状況調査報告票（随時報告：診療所→保健所）

医療機関名	
担当者	
連絡先電話	<u>※休診中も連絡可能な電話番号を記載してください。</u>

1. 休止報告

当院は、医療従事者等の新型インフルエンザの罹患により、以下のとおり、診療を休止しました。

診療休止日	年	月	日	
診療再開予定日	年	月	日	
他医療機関への支援可能な医療従事者数	医師	人	看護師	人
	薬剤師	人	診療放射線技師	人

2. 診療再開報告

当院は、_____月 _____日より、診療を再開しました。

【注意事項】上記の1. 2いずれかに○をつけて報告してください。

様式7

新型インフルエンザ医療機能状況調査集計（日報：保健所→県保健衛生課）

保健所名	
担当者	
連絡先電話	

_____月 _____日現在

1. 病院

① 医療従事者の状況

医療機関名	医師		看護師		薬剤師		診療放射線技師	
	平常時	報告時	平常時	報告時	平常時	報告時	平常時	報告時
〇〇病院								
〇〇病院								
合計								

② 病床数その他抗インフルエンザウイルス薬等の状況

医療機関名	入院可能病床数	特記事項
〇〇病院		
〇〇病院		
合計		

2. 診療所

① 診療休止医療機関

医療機関名	休止日	診療再開予定日
〇〇医院	年 月 日	年 月 日
〇〇クリニック	年 月 日	年 月 日
合計		

② 他医療機関への支援可能な医療従事者数

医療機関名	医師	看護師	薬剤師	診療放射線技師
〇〇医院				
〇〇クリニック				
合計				

様式 8

新型インフルエンザ医療機能状況調査集計（日報：県全域）

____月 ____日現在

1. 病院

① 医療従事者の状況

保健医療圏	医師		看護師		薬剤師		診療放射線技師	
	平常時	報告時	平常時	報告時	平常時	報告時	平常時	報告時
青森地域								
弘前地域								
八戸地域								
西北地域								
上十三地域								
下北地域								
合計								

② 病床数その他抗インフルエンザウイルス薬等の状況

保健医療圏	入院可能病床数	特記事項
青森地域		
弘前地域		
八戸地域		
西北地域		
上十三地域		
下北地域		
合計		

2. 診療所

保健医療圏	休止箇所数	他医療機関への支援可能な医療従事者数			
		医師	看護師	薬剤師	診療放射線技師
青森地域					
弘前地域					
八戸地域					
西北地域					
上十三地域					
下北地域					
合計					